

Part. 1 NPOって何だろう？

今号から新たに総合型クラブの法人化についての連載がスタートしました。「みなさんのクラブはNPOですか？」この質問にみなさんはどのようにお答えになるでしょうか？ パート1では、まず初めにNPOにまつわる基礎的な知識を東京ボランティア・市民活動センターの森玲子氏の解説をもとに確認してみましょう。

東京ボランティア・市民活動センター 相談担当専門員 森玲子

1 みなさんのクラブはNPOですか？

現在、NPOは市民にとって身近な存在になりつつあります。しかし、「NPO」と「NPO法人」が整理されて使われることは、まだ多くないようです。

NPOは一般的に“Non Profit Organization”の頭文字であり、「(民間)非営利組織」と和訳されます。具体的には「市民による自発的な、営利を目的としない、社会的使命(ミッション)をもった組織」のことを意味しています。例えば、海岸の清掃活動をする住民グループや、児童館で読み聞かせをするボランティアグループも、ほとんどの場合がNPOですし、広義には、福祉施設を運営する社会福祉法人や、学校法人などもNPOに含まれます。少しややこしいですが「NPO法人」も、NPOのひとつのカタチという位置づけです。

つまり、法人格の有無にかかわらずNPOは多種多様にあり、住民により非営利で運営される総合型クラブも「NPOである」ということになります。



2 「非営利」の意味とは？

次に、NPOを考える上で重要である「非営利」の意味についてです。よく、NPOは「お金を貰ってはいけない？」、「儲けてはダメ？」と聞かれますが、これは誤解です。非営利とは、利益の追求が活動の目的ではないということであり、利益を出すことがダメなのではありません。出た利益を、株式会社の配当のように構成員や関係者で分配せず、団体の目的のための活動に使うということなのです。

実際には収益がなく、メンバーが自腹を切って支えている場合もありますが、それでは組織が安定せず、活動の継続が困難になります。非営利組織であっても、お金を得る仕組みを作ることは大切です。

3 「公益」と「共益」の違い

さらに、NPOを考える上でもう一つ大切なポイントは事業目的についてです。NPOの事業目的には「公益」と「共益」があります。公益とは、社会や地域のための活動で「不特定かつ多数のものの利益」と説明されます（開かれていることが重要で実際の数の大小ではないという解釈もあります）。対して共益は、マンションの管理組合や学校の同窓会、会員限定サービスなど、団体の構成員や特定のグループ（〇〇学校の卒業生）に共通する利益を目的とした活動です。

法人化を考える上でも、自分たちの活動が公益なのか、また、共益活動はどの程度あるのかを把握することが必要です。

4 クラブの法人化は必要？

文部科学省の調査によると、総合型クラブの8割以上が「法人格のない組織」で運営されています。そのような組織を法律上は「権利能力なき社団」、一般的には「任意団体（法人ではないけれど一定の目的をもった人の集まり）」といいます。

NPOは任意団体として活動している団体も多く、ボランティアグループや町内会なども多くの場合は、法人格をもっていません。任意団体でも活動は自由にできますし、事業収益を得たり、税金を納めたりすることができます。また、民間団体が運営する助成金の多くが法人格の有無を問わずに（任意団体も）助成の対象としています。なお、任意団体の設立そのものには届出や登録は必要ありません。

法人格のない団体が法律に則って手続きをすることで「法人」となることができます。非営利の法人格はNPO法人のほか、一般社団法人や社会福祉法人などさまざまあり、それぞれに根拠となる法律に基づいて成立しています。

例えば、NPO法人（特定非営利活動法人）の根拠法はNPO法（特定非営利活動促進法）です。

みなさんは「うちも法人化が必要？」と思ったことはありますか？一般的には、任意団体で活動することに支障がなければ、必ずしも法人になる必要はありません。法人になると、任意団体ではできない団体としての契約や登記、財産の所有などができるようになる一方で、社会に対する責任も大きくなり、根拠法に則った運営をする必要が生じます。特に、小規模の団体や組織運営の経験が浅い団体にとっては、法人化後に発生する義務や実務が大きな負担になることもあります。

任意団体で活動する場合にも気をつけなくてはいけないことがあります。例えば、財産に関してですが、任意団体は、団体として財産を所有することができないため、銀行口座などを代表者個人の名義で開設しています。そのため、代表が交代したときに口座を引き継ぐことができないケースや、代表が急に亡くなってしまった場合に相続されてしまうなど、トラブルが生じる可能性があります。一方、活動中の事故や

ケガが発生したときの責任の所在についてはケースバイケースですので、一概に「代表者個人にかかる」とは限りません。

法人化を検討する際には、『なぜ法人化するのか』、『なぜその法人格を選ぶのか』を、団体内でじっくり話し合うことが重要です。さらに法人化後に発生する実務に関しても、事前に確認することをおすすめします。

5 NPO法人と一般社団法人

NPOが法人化を検討するときには、NPO法人と一般社団法人で迷うことが多いようです。一般社団法人は、新公益法人制度に伴い創設された新しい法人格ですが、NPO法人は1998年に創設され、現在全国に約50,000法人が存在しています(2014年9月時点)。

この2つの法人格に共通するのが「非営利」であり、逆に異なる点のひとつが事業目的です。NPO法人は法律で「公益の増進に寄与することを目的とする」と定められていますが、一般社団法人は、その目的が「公益」でも「共益」でも設立が可能です。

では、法人格はどのようにして選ぶのでしょうか？ 次回の連載では、NPO法人と一般社団法人の設立方法や特徴を比較しながら、法人格を選択する際のポイントについて整理していきます。

■参考文献：ネットワーク(東京ボランティア・市民活動センター発行情報誌) 308号、309号

■東京ボランティア・市民活動センター ホームページ <http://www.tvac.or.jp/>